

加古川市集会所整備事業 補助金制度のご案内

加古川市 市民活動推進課 地域コミュニティ係

【 TEL:079-427-9195 / FAX:079-441-7161 】

加古川市では、地域コミュニティづくりを支援し、地域住民の福祉向上に寄与するため、町内会・自治会が集会所の新築、増改築、改造等の事業を実施する場合に、経費の一部を助成しています。

経費の一部を助成するにあたり、予算措置が必要となりますので、来年度に事業を実施する予定のある町内会・自治会におかれましては、別添調査票にて必ずご報告ください。

1. 補助率及び補助額

【補助率】 30%

【補助額】 補助対象経費 × 0.3（1万円未満切り捨て）で補助上限額以内

2. 補助対象事業及び補助上限額

令和7年度より、建築資材の高騰等を鑑み、補助上限額を引き上げています。

補助対象経事業		補助上限額
(1)	【新築・施設買収】 補助対象経費 100 万円以上の事業が対象 	880 万円
(2)	【増改築・改造】 補助対象経費 100 万円以上の事業が対象 	380 万円
(3)	【バリアフリー化】 補助対象経費の下限なし 	
(4)	【(1)～(3)のための用地買収及び買収した用地の造成】 補助対象経費 100 万円以上の事業が対象 	合わせて 630 万円

3. 補助対象経費

- ・上記表(1)～(3)については、集会所本体にかかる経費が対象で、別棟倉庫・外構工事・備品等は対象外です。
- ・上記表(4)については、建築面積の3倍に相当する面積を限度とします。

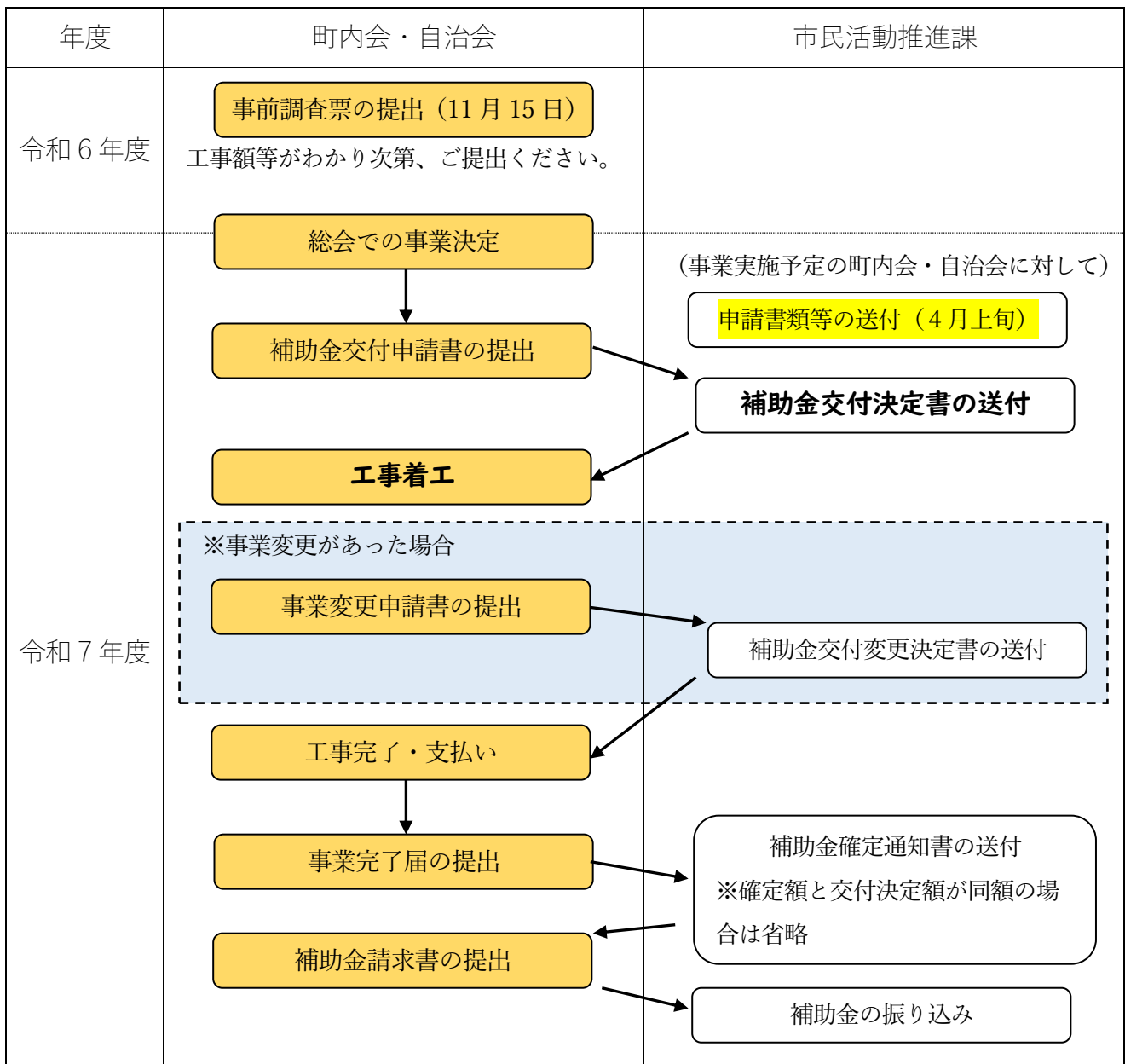
(参考：下記に掲げる経費は、補助の対象外となります。)

- ・備品または消耗品類に相当するものの購入・設置にかかる経費
(例：室内外放送設備、電話、テレビ、ストーブ、扇風機、机、椅子、敷物、カーテン等)
- ・門、柵、塀、植樹及び造園工事等にかかる経費
- ・車庫、自転車置き場、倉庫等本体以外の建物又は構築物の設置に係る経費
- ・消費税、仲介料、補償費、登記関係費、地鎮祭費、地盤調査・診断費等にかかる経費

4. 留意事項

- (1)補助金の交付後、5年間は新たに補助が受けられません。
- (2)補助対象経費に他の補助金や財産区財産を充当する場合は、補助対象経費からその充当額を除いて補助金を算出します。
- (3)工事着工後の申請は対象となりません。
- (4)補助金は事業完了後の支払いとなるため、一旦は経費全額を町内会資金で支出する必要があります。

5. 申請手続きの流れについて（参考）



ご不明な点等ございましたら、お気軽に市民活動推進課までお問い合わせください。